

「山形県神室少年自然の家」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県神室少年自然の家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県神室少年自然の家
- 2 募集期間 令和2年6月19日から令和2年7月17日まで
- 3 申請団体数 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体
団体名：株式会社ひかり
住 所：最上郡鮭川村大字石名坂 84 番地の 1

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の設置目的を踏まえた運営方針となっているか。・ 申請者の経営モラルは適切か。	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。・ 収支計画は実現可能なものか。・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。	
		<ul style="list-style-type: none">・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	
	施設の維持管理の	<ul style="list-style-type: none">・ 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。	

	適確性	・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。		
	労働関係法令の遵守	・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。		
II	施設の平等利用の確保	・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。		10
III	管理経費における経済性	・ 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。		15
	サービス向上を図るための具体的な手法	・ 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供に向けた取組み内容は十分か。	(10)	20
		・ 施設の機能や設備を活用した提案となっているか。	(5)	
		・ 指導部門との協力連携体制がとられているか。	(5)	
	施設及び設備の維持管理の内容の妥当性	・ 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。	(5)	10
		・ 施設、利用者の安全管理への取組みは十分か。	(5)	
利用者の増加を図るための具体的な手法	・ 利用者の増加に向けた具体的な取組内容（魅力的な企画事業、自主事業等）は十分か。 ・ 提案された目標（利用者数等）は具体的かつ適切か。	(5)	10	
	・ 広報計画、地域や関係機関との連携など施設の利用促進に向けた取組みは十分か。	(5)		
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・ 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。 ・ 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。		5
IV	事業計画書に沿って施設の運営管理を適正かつ確実に有すること	・ 運営体制（人数、配置体制）は十分か。	(10)	15
		・ 責任の所在は明確か。 ・ 有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・ 従業員の採用、確保方策は適切か。 ・ 従業員の育成、研修体制は十分か。 ・ 外部委託の実施計画は妥当か。 ・ 共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・ 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	(5)	
	財務状況及び経営的基盤	・ 申請者の財務状況は健全か。 ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。		5
V	利用者要望への対応	・ 利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・ トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。		4
	緊急時の対応、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	・ 防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 ・ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。		3
	地域経済への貢献	・ 地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。		3
合 計				100

7 選 定 理 由

山形県教育庁指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「株式会社ひかり」を指定管理者の候補者として選定した。

○選定基準Ⅰについて

- ・ 神室少年自然の家の理念・運営方針を基本コンセプトに掲げた管理運営等の提案があり、「適格」とされた。

○選定基準Ⅱについて

- ・ 法令遵守による公平な利用者対応、現行どおりの利用時間、休館日の設定等の提案

があり、適切であると評価された。

○選定基準Ⅲについて

- ・管理経費における経済性は、募集要項の上限額と同額（3年間：134,858千円）の提案であり、資格要件は満たしている。
- ・サービス向上を図るための具体的手法は、3年間の経験に基づいた管理運営や利用者視点に立ったきめ細やかな対応、自然の家所長経験者を管理責任者として配置することで、安定した企画運営が期待できる点が高く評価された。
- ・利用者の増加を図るための具体的手法は、幅広い年齢層の利用拡大を目指し、地元地域で管理運営を担っている施設との連携事業、地域資源を活かした、地域ボランティアと積極的に連携した事業などが高く評価された。

○選定基準Ⅳについて

- ・財務状況及び経営的基盤は、現時点では問題ないとされた。

○選定基準Ⅴについて

- ・地域経済への貢献は、地元生産物を使った、地産地消による給食の提供や、地元まむろ川温泉施設とのコラボによる利用促進などについて高く評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の維持管理・運営全般において高く評価されたため、「株式会社ひかり」を指定管理者の候補者として適当であると認められた。

区 分	審 査 結 果
選定基準Ⅰ	適 格
選定基準Ⅱ	6.0
選定基準Ⅲ	40.7
選定基準Ⅳ	12.2
選定基準Ⅴ	6.2
合 計	65.0

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、審査基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指 定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

9 指 定

令和2年9月県議会及び県教育委員会10月定例会の議決を経て、令和2年10月15日に指定管理者として指定した。